



情報(第187号)



令和7年1月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

令和 7 年度の年金額改定



厚生労働省は、本年 1 月 24 日、令和 7 年度の年金額改定について公表しました。今号は、これについて解説します。

1 令和 7 年度年金額改定

法律の規定に基づき、令和 6 年度から 1.9% の引上げとなります。

厚生労働省では、この月額金額のみを記載しています。年金制度であるからには、年額が必要との観点から表 1 のとおりです。一般的に年金額改定とは、青色の網掛け部分を指します。

新年会額は、令和 7 年 6 月支給（令和 6 年 4、5 月分）から適用されます。

【表 1】

区分	新規・既 裁定	令和 6 年度		令和 7 年度	
		月額：円	年金額：円	月額：円	年金額：円
老齢基礎年金額（満額）一人分	新規裁定	68,000	816,000	69,308	831,700
	既裁定	67,808	813,700	69,108	829,300
厚生年金※1		230,483	2,765,800	232,784	2,793,410

※1 老齢基礎年金を含む標準的年金な夫婦二人分の年金額

2 老齢基礎年金額の改定の仕組み

少し難しいことですが、新規裁定・既裁定年金額について触れておきましょう。前者は、①昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方、後者は、②昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の老齢基礎年金額を指します。年金額は物価・賃金に連動するところ、①では現役の賃金水準との動向を重視することによって、②では、年金による生活者なので購買力維持を重視し、物価変動率によって、年金額を改定するものです。

※1 ただし、賃金変動率が物価変動率より低い場合は賃金変動率となります。

3 マクロ経済スライドによる改定

マクロ経済とは、政府、企業、家計を一括りにした経済社会全体の動きとってよいでしょう。

年金額は、前項に加え、「マクロ経済スライド」という仕組みで改定を行っています。これを当職流に簡単に解説すると、第一に、年金額は物価変動・賃金変動に応じて改定していくところ、物価変動率が賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動率を用いて改定することになっています。

第二として、年金財政を健全に保つために、両変動率よりも低い割合（後記のスライド調整率）で年金額を改定します。つまり、年金額の額面は上がっても実質的価値が低下していくこととなります。現役は保険料上昇（既に完了）、年金受給者は年金額抑制につきお互いが負担分かち合っ公平性を保っていくべきものです。

具体的に、令和 7 年度の年金額改定においては、物価変動率 2.7%、賃金変動率 2.3%であり、マクロ経済スライドによるスライド調整率 0.4%を差し引きし、1.9%

(2.3-0.4) の改定となっているのです。

4 厚生年金の標準的な年金

年金額の水準を、見極め確かめるために、夫婦二人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額を公表しています。

これは、平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と夫婦二人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

5 満額と標準的な年金額の意味

注意いただくべきこととして、見出しの年金額は、平均額ではなく、単に老齢基礎年金額の満額、つまり480月保険料納付済期間がある方の年金額であり、この金額に達しない方は、山ほど存在します。

また、標準的な年金額も、厚生年金保険に480月間、平均的な標準報酬であった方の年金額ですから、これに達しない夫婦は、これまた山ほど存在します。

6 在職老齢年金の支給停止調整額

老齢厚生年金は、現役を引退したときの保障であり、その観点から前記年金の受給権者である厚生年金の被保険者は、標準報酬（標準報酬月額+標準賞与、以下同じ）と年金の合計額が、支給停止調整額を下回る場合は、老齢厚生年金は全額受給できます。

一方で、前記が支給停止調整額を上回る場合は、標準報酬の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

この支給停止調整額は、令和6年度において、50万円となっているところ、賃金の変動に応じて改定され、令和7年度の支給停止調整額は51万円になります。

7 在職老齢年金の支給停止調整額計算例

例として計算し、支給停止調整額が50万円※2から51万円になった影響をみておきましょう。

改正前では、支給停止額は3万円、受給額は12万円となります。改正後は、支給停止額は2.5万円、受給額12.5万円となります。

※2 「50万円」は、現役男子被保険者の平均月収（賞与を含む）を基準として設定し、賃金変動に応じて毎年度改定します。かねてより、在職老齢年金制度は、高齢者の就労意欲に影響を与えるとの意見から、①この制度の撤廃、②支給停止の基準額を71万円に引き上げ、③支給停止の基準額を62万円に引き上げの3案が検討されています（厚生労働省「在職老齢年金制度について」令和6年11月25日）。③が有力とみられます。

8 高い年金受給

年金は、できるだけ高くなければなりません。そのためには、若いときに保険料をきちんと納付していき、一時的に免許・猶予の承認を受けたときは、10年以内に追納（穴埋め）※3することが必要です。

※3 国民年金第1号被保険者の場合です。以上